

2011 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 98 号条約オブザベーション(抄)
(厚生労働省国際課仮訳)

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約、1949 年（第 98 号）

日本（批准：1953 年）

第 4 条 公務員制度改革における、国の行政に従事しない公務員の団体交渉権

委員会は、国の行政に従事する公務員を除く、国家公務員及び地方公務員の団体交渉権が認められるよう極めて近い将来に必要な措置が講じられることを期待する。委員会は、政府が次回報告においてこの点に関する具体的な進捗について報告する立場にあることを強く希望し、政府に対し、同法律案の写しを提供し、次回報告の中でその状況について説明することを要請する。

委員会は、政府によって講じられた数多くの措置が地震の被害から立ち直ることを目的としたものであることを理解するが、新たな法律が成立し施行されるまでの間、政府が公務員の給与及び勤務条件に悪影響を及ぼす一方的な措置を講ずることを控えるとともに、労働者及びその団体が団体交渉の枠組み全体の設計に完全かつ意味のある形で参加することができるように、団体交渉に本来の役割を与えることを目的とした、公務員制度改革をめぐる現在の対話との関連において、引き続き措置を検討することを期待する。

第 6 条 公務員への条約の適用

委員会は、国の行政に従事する公務員を除く全ての公務員が本条約に基づく権利を効果的に行使することができることを確保するため、政府が適切な措置を講ずることについて強い希望を表明する。